

あとがき

法科大学院が開設されて、10年が過ぎた。この間、「理論と実務の融合」というスローガンのもと、「判例」を中心とした学習に大きな重点が置かれたようみえる。しかし、それは、ややもすれば、認定された具体的な事実を離れて、個別の裁判例がその理由中で述べた「裁判官の学説」に拘泥する傾向にあったよう思う。

たとえば、本書第13章の参考判例①(大阪高判昭和62・7・17判時1253号141頁)は、その理由中で事後強盗罪を真正身分犯とする見解を明らかにした。しかし、この判決の事案は、万引きで逮捕されそうになった窃盗犯人が、逮捕を免れるために仲間の協力を得て被害者に暴行を加えたという事件について、暴行に関与した仲間ではなく、窃盗犯人本人が量刑不当等を理由として控訴したというものであった。ゆえに、窃盗犯人である控訴人に対しては、事後強盗罪の法的性格のいかんに問わらず、238条を介した240条の適用があることに争いのない事案だったのである。その意味で、有斐閣の『判例百選刑法Ⅱ各論』などに引用される、事後強盗罪を真正身分犯とする判示部分は、まったくの傍論である。

本書では、このような「傍論」を削ぎ落として、「判例」となるべき「主論」を見極め、それによって刑法解釈における「判例」の現状を明らかにする力を養ってもらうことを目標としている。もちろん、それは、刑事裁判の実務家となるために不可欠な力だと思われる。その力が付いたかどうかは、あらたな「裁判例」に対する読者の見方が深まつたかどうかによって検証されるであろう。

なお、そのために、編者としては、各執筆者にいろいろと注文を出すことと

あとがき

なった。この注文にお応えいただいた執筆者各位には、感謝の意を表する。また、このような注文の多い教材の出版をお引き受けいただいた法律文化社、とりわけ担当の掛川直之氏にも、この場を借りて、お礼を申し上げる。

2014年12月 京都にて

松宮 孝明